

I はじめに

1 計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定から改正と児童福祉法の改正

平成15年度から、行政が主体となる措置制度に代わり、利用者自らがサービスを選択して事業者と直接契約する支援費制度が導入されました。この結果、サービスの利用が飛躍的に伸びましたが、一方でサービス費用が増大し、制度の維持が困難となってきたことや、障がい種別ごとにサービスに大きな格差があったことなどの問題が生じました。また、制度の対象に精神障がいがある人が含まれていないことに加え、地域生活への移行や、障がいのある人の就労支援といった新たな課題への対応などが求められてことから、これらの課題に対応し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための必要な基盤構築を目指した「障害者自立支援法」が平成17年度に制定され、この法律により、障害福祉サービスなどの提供体制の確保などを定める「市町村障害福祉計画」の策定が市町村に義務づけられることとなりました。

平成25年度には障がい者の範囲に難病を追加するなどの改正をおこない、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められ、平成28年度には法施行後における国の見直しを踏まえ、障がい者の望む地域生活の支援や障害児支援の二ーズの多様化へのきめ細やかな対応するための支援の拡充を含んだ改正を児童福祉法とともにおこない、市町村に障害児相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 国における基本指針の設定

「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定め、両計画において定めるべき項目等について示しています。

(3) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたっての、基本指針の主なポイントは次のとおりです。

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・日中サービス支援型指定共同生活援助など常時の支援体制の確保による地域移行の推進
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
 - ・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進することを基本指針に記載
- ③福祉施設から一般就労への移行
 - ・就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価（就労移行支援の目標の明確化、就労継続支援A型・B型について成果目標を追加）
 - ・就労定着支援の利用を促すため、利用者数を成果目標として追加
 - ・農福連携の推進、大学在学中の就労移行支援の利用促進、高齢障害者への支援等について記載
- ④「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・住民の主体的な地域づくりの仕組み作りや柔軟なサービスの確保、包括的な支援体制の構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保
- ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・児童発達支援センターの機能強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
 - ・障害児入所施設のケア単位の小規模化、18歳以降の支援について必要な協議が行われる体制整備
 - ・保育、保健医療、教育等の関係機関との連携（空き教室の活用、難聴児支援の体制確保）
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の整備（短期入所等のニーズと支援体制の把握）
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
 - ・各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向け検討
- ⑧障害者の社会参加を支える取組
 - ・都道府県による障害者の文化芸術活動支援センターの設置、広域的な支援センターの設置を推進
 - ・読書バリアフリー法を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ⑨障害福祉サービス等の質の向上
 - ・障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築の成果目標を追加
- ⑩障害福祉人材の確保
 - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等

2 計画策定の趣旨

(1) 計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としており、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って策定しています。

(2) 計画で定める事項

【市町村障害福祉計画】

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

【市町村障害児福祉計画】

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(3) 他の計画との関係

この計画は、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画（第1次基本計画）、障害者基本法に基づき策定した第3次小牧市障がい者計画に掲げる基本理念や基本目標に沿ったものになります。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

図表1-1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度・・・
小牧市障がい 福祉計画・ 小牧市障がい 児福祉計画	第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30～令和2年度)			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6～8年度)
	第2次(後期)計画 (平成27～29年度)			第3次計画(平成30～令和5年度)						第4次計画 (令和6～11年度)

4 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、障がいのある人の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等から成る「小牧市障がい福祉計画等策定委員会」において「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について協議を行いました。

(2) アンケート調査

「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、又は障害者総合支援法に定める障害福祉サービスもしくは地域生活支援サービスの支給決定を受けている人、並びに児童福祉法に定める障害児通所支援等を利用している人を対象として、現在の生活状況やサービス等についてアンケートを行いました（図表1-2）。

図表1-2 アンケート調査実施内容

区 分	障がい者調査	障がい児調査
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者、又は障害者総合支援法に定める障害福祉サービスもしくは地域生活支援サービスの支給決定を受けている人	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者、又は児童福祉法に定める障害児通所支援等を利用している人
対象者の抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査票配布数	1,063	437
回収数（率）	552（51.9%）	250（57.2%）
有効回答数（率）	543（51.1%）	248（56.8%）
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査基準日	令和2年5月1日	
調査期間	令和2年5月29日～6月15日	

(3) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、市民からの意見聴取のために令和3年※月※日から令和3年※月※日までパブリックコメントを実施しました。

